

## 「ふじさわ子育てガイド」協働発行事業者選考委員会評価基準表

### 1 評価方法

事業者選考委員会の選考委員は、下記2に記載の評価基準に基づき、「特に優れている」「優れている」「普通」「劣っている」「かなり劣っている」の5段階で評価します。

評価点は、選考委員が評価した委員採点の合計とします。

### 2 評価基準

評価項目		評価の視点	重要度	配点	評価			
					特に優れている	優れている	普通	劣っている
全体	企画方針	本事業の目的を理解し、具体的な企画方針が示されているか。						
編集	情報量	行政情報や育児情報等を十分に掲載できるページ数が確保されているか。						
	デザイン・構成	紙面デザインや全体の構成が子育て世代の市民から見て、見やすく、わかりやすいものとなっているか。						
	地図情報	地図情報のデザインや構成が子育て世代の市民から見て、見やすく、わかりやすいものとなっているか。						
	育児情報・特集ページ	子育て世代の市民にとって有益で関心度の高いすぐれた育児情報について企画・提案されているか。						
		本市の子育て環境の良さをPRするすぐれた特集ページが企画・提案されているか。						
広告営業	広告営業	広告主を確保するための営業方針や手法が示されているか。						
	事業収支計画	当事業を成立させるための実現可能な収支が計画されているか。						
業務体制	実施体制	当事業を進めるにあたり、適切な人員が配置されているか。また事業に携わるスタッフは、十分な専門性や経験を有しているか。						
	全体スケジュール	当事業をすすめるにあたり、無理なく適切なスケジュールとなっているか。						
事業実績	事業実績	同種又は類似業務の実績があるか。また、実際の成果物は見やすくわかりやすいものとなっているか。						
合計								

### 3 選考方法

- (1) 選考は書類審査にて行います。
- (2) 企画提案書、選考委員からの質問への回答に対し、「2 評価基準」に基づき審査を行います。
- (3) 審査の結果、委員全員の評点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定します。
- (4) 審査の結果、合計点が同点となった場合は、『「ふじさわ子育てガイド」協働発行事業者選考委員会評価基準表』の重要度A・Bの評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い評価点の合計を獲得した提案者を優先交渉権者として選定します。この場合においても同点の提案事業者が複数となる場合には、選考委員会の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を選定します。
- (5) 優先交渉権者との協定締結に向けた協議の結果、合意に至らなかった場合は、次に評価が高い者から順に交渉を行います。
- (6) 選考委員会の評価点の合計が全体の6割未満である場合は、優先交渉権者として選定しないものとします。

以上